

# 自治体の私債権の管理・回収における 消滅時効を巡る諸問題

超高齢化社会が到来し、独居高齢者が住宅使用料や水道料金などを滞納したまま、  
くなるケースも相次いでいます。当事者間の合意に基づいて発生する「私債権」は、  
民法または商法で定める時効期間の経過と債務者による時効の援用により消滅すると  
されています。こうした中で債権関係の規定を見直した民法（債権法）が令和2年4  
月に施行されました。市町村にはどのような影響があるのでしょうか。A町総務課長  
と弁護士のQ&Aを通じて検討してみましよう。

共同執筆



**下矢 洋貴**  
(しもや・ひろたか)  
平成18年北海道大学大  
学院法学研究科修了。  
19年札幌弁護士会登録。



**佐々木 泉頭**  
(ささき・もとあき)  
・北海道町村会顧問  
・(一社)札幌市医師会  
顧問  
・北海道教育委員会顧問

弁護士法人佐々木総合法律事務所  
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階  
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188

**A町総務課長Bさん** 当町に公営住

宅の住宅使用料及び水道料金を滞納  
している住民がいます。調査したと  
ころ、滞納者は既に亡くなっていた  
ため、相続人である長男に対して催  
告書を送付しているのですが、応答  
がないまま推移し、最近、消滅時効  
期間を経過してしまっていることが  
確認されました。当町では、債権管  
理条例を定めており、消滅時効期間  
が満了した債権については債権放棄  
できる旨の規定があるため、今後の  
債権管理として、債権放棄も含めて  
検討しておりますが、進めてよいで  
しょうか。

**弁護士** 前提として、公営住宅の住

宅使用料及び水道料金の消滅時効に  
ついては、私債権として民法の定め  
に従うこととなりますが（注1）、  
消滅時効期間等については、令和2  
年施行の改正民法（注2）による影  
響を受けております。この点はしつ  
かりキヤッチアップされていますか。  
**Bさん** はい。改正された民法第1  
66条第1項第1号により、債権の  
原則的な消滅時効期間は、権利を行  
使することができることを知ったと  
き（主観的起算点）から5年とさ  
れ、また短期消滅時効が廃止されて  
います。これにより公営住宅の住宅

使用料及び水道料金のいずれについ

ても消滅時効期間は5年となってい  
ますが、経過措置規定があります  
（注3）。本件では、水道料金につ  
いては、改正前の短期消滅時効が適用  
されますので、消滅時効期間は2年  
となります（注4）。  
**弁護士** 改正民法にもしっかりと対  
応されていますね。ところで、本件  
では、いずれの債権も既に消滅時効  
期間が経過しているとのことですが、  
これまでの債権回収業務におい  
て、時効の更新（民法改正前は「時  
効の中断」）のための措置はとって  
いなかったのでしょうか。

**Bさん** 被相続人である滞納者に催

告書を送付していたほか、債権管理  
台帳の交渉記録によれば、滞納者は  
電話で「支払いが遅れてすみませ  
ん」「必ず支払います」と発言して  
いた記録が残っておりますが、実際  
には支払いがないまま推移してお  
り、債務承認誓約書などの書面は取  
り付けておりません。ところで、交  
渉記録によれば滞納者は口頭では債  
務を認めているので、この点をもつ  
て時効の更新（中断）事由があると  
判断することはできないでしょうか。  
**弁護士** 債務の承認があれば、消滅  
時効は更新（中断）します。そして、

債務の承認には、法律上特に定めら  
れた方法・様式はなく、書面ではな  
く口頭であっても債務の存在を承認  
すれば、消滅時効は更新（中断）し  
ます。以上が法的な一般論ですが、  
自治体の実務・運用としては、単に  
債務者が口頭で承認したという内部  
記録だけで、時効の更新（中断）事  
由としての承認があったとして取り  
扱うべきではないと考えます。

債務者側がそのような発言をした  
かどうかについては、裁判等で争い  
になった場合、自治体側でこれを客  
観的に立証する必要がありますが、  
職員作成の内部記録のみでは立証に  
困難が生じます。本件の滞納者は既  
に亡くなっているのであれば、その  
真偽の証明はなおさら困難です。本  
来であれば、債務を承認しているの  
なら、その時点で債務承認書や分割  
納付誓約書を手配すべきであって、  
これがないのであれば、債務承認に

よる時効の更新（中断）事由は存在  
しないものとして扱うのが無難です。  
**Bさん** わかりました。時効の更新  
（中断）事由はないという前提で進  
めたいと思います。そうすると、本  
件各債権は、滞納者の相続人である  
長男からの応答が特にないまま消滅  
時効期間が経過しているため、債権  
管理条例に基づき債権放棄をするこ  
とで進めてよいでしょうか。

**弁護士** 私債権の場合、消滅時効期  
間が経過しただけでは債権は当然に  
は消滅せず、債務者による時効の援  
用があつて初めて債権が消滅しま  
す。すなわち、時効期間経過後で  
あつても、援用がない限りは債権回  
収や取立てに尽くすべきであり、時  
効期間の経過による債権放棄を検討  
するとしても、時効期間経過以外の  
実質的見地からの放棄理由も考慮す  
べきであり、この場合、単に債務者  
から応答がないという漠然とした事

情のみでは、安易に債権放棄をすべ  
きではなく、可能な限りの調査及び  
債権回収を尽くしたうえで、援用可  
能性等も併せて考慮する運用とすべ  
きです（注5）。  
**Bさん** わかりました。債務者との  
面談や財産調査などを行い、再度、  
徴収に向けた努力をしたいと思いま  
す。ところで、この場合の実際の債  
権回収に際し、債務者に対して、既  
に消滅時効期間を経過していること  
を積極的に教示しなければならぬ  
でしょうか。

**弁護士** 自治体職員の責務は債権の  
保全・回収である以上、債権の消滅  
につながる得る時効の援用について  
これを積極的に教示すべき義務があ  
るとはいえません。一方で、自治体  
においては、住民福祉の促進を図る  
という公的機関としての性格や（注  
6）、援用は法的に認められた制度  
であつて、これを告知することは単

に権利行使の機会を説明したに過ぎ  
ないものであることから、教示した  
としても違法となるものではありません  
（注7）。すなわち、教示して  
も教示しなくてもよく、事案に応じ  
て自治体の裁量により決められるこ  
とになります。現状の自治体実務と  
しては、時効期間が経過した債権に  
ついて教示をせず、あえて訴訟手続  
を行つてまで回収を図ることは一般  
的には行われておりません。そのう  
えで、教示するか否かは、従前の催  
告や折衝の状況、債務者の収入状  
況、債権の性質や滞納額、他の債務  
者への影響等を総合考慮して判断す  
ることになります。

**Bさん** わかりました。指摘のあつ  
た事情をもう一度確認・整理したう  
えで、債権管理を検討します。

## 解説

**注1** 水道（上水道）料金債権について最高裁  
平成15年10月10日決定等、公営住宅の住宅使用  
料については最高裁判昭和59年12月13日判決等に  
よりそれぞれ私債権と解されている。  
**注2** 令和2年4月1日施行「民法」の一部を改  
正する法律（平成29年法律第44号）

**注3** 改正民法附則第10条（時効に関する経過  
措置）第4項により、施行日前に生じた債権の  
消滅時効期間については旧民法が適用される。  
**注4** 改正前民法第173条第1号  
**注5** 地方自治法第240条第2項により、債  
権を保全し、取立てに必要措置を取る  
ことは自治体職員の法的義務であつて、理由も  
なく放置することは住民監査請求、住民訴訟等

の対象になり得るものであるから、債権管理条  
例に基づき債権放棄をする場合にもかかる見地  
からの検討をふまえた運用をすべきである。現  
に時効援用の見込み等を要件としている条例も  
ある。  
**注6** 地方自治法第1条の2第1項は、自治体  
の住民の福祉の増進を図ることを自治体の役割  
としている。事案の経緯によっては、住民の無

知に乗じて殊更に取り立てる行為は、かかる公  
的役割や品位に即さない場合もあり、留意を要  
するべきであらう。  
**注7** 正当な権利行使の機会を告知したに過ぎ  
ず、結果として援用するかどうかも債務者の判  
断である以上、教示することが「違法又は不当  
に公金の徴収を怠る事実」（地方自治法第242  
条第1項）に該当するとはいえない。